

事務連絡
令和3年8月6日

甲府労働基準協会長 殿

山梨労働局労働基準部健康安全課長

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場の熱中症予防対策については、令和3年6月30日付け山梨労発基0630第1号「熱中症予防対策の取組の強化について」により取組をお願いするとともに、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて関係団体と連携し、御協力をいただきながら取り組んでいるところです。

今般、7月末までに全国の労働基準監督署あてに報告があった、職場における熱中症発生件数（速報値）を取りまとめたところ、昨年同時期と同様に高い水準の発生状況となっています（別紙1）。例年、熱中症の発生は7月から8月にかけて急増しており、気象庁が7月29日に発表した関東甲信地方の1か月予報（別紙2）では、期間の前半は気温がかなり高くなる可能性があるとする一方、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏季においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴団体におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

参考1 リーフレット「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

参考2 リーフレット「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000781018.pdf>

参考3 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(令和3年7月26日一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210730K0041.pdf>

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（令和2年、令和3年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末まで の累積数
令和3年 ※同年7月末時点の 速報値	9 (1)	26 (0)	55 (2)	90 (3)

令和2年 ※同年7月末時点の 速報値	14 (1)	57 (0)	22 (2)	93 (3)
令和2年 ※確定値	18 (1)	85 (0)	115 (4)	218 (5)

8月	9月	10月 以降
651 (16)	84 (1)	6 (0)

- 令和3年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は200人以上に上ると推定される。
- 令和2年8月（確定値）において、650人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
 - ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
 - ※ 休業4日以上の労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）令和2年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年を上回り、959人と依然として多く、うち死亡者は22人となっています。死傷者については、全体の4割以上が建設業と製造業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。死亡災害の発生は8月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業7人、製造業が6人などとなっています。死亡災害には、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も含まれています。